

農 業 公 社 作 業 拠 点

環 境 衛 生 管 理 業 務 仕 様 書

農業公社作業拠点ねずみ・衛生害虫防除業務委託仕様書

1. 業務対象施設

名 称	農業公社作業拠点
所 在 地	箕面市新稲3丁目18番15号
用 途	事務所・農業倉庫
建 延 面 積	389㎡

2. 実施期間

契約書と同様

3. 実施内容

受託者（以下、「乙」という。）は、ねずみ・衛生害虫についての調査・防除作業を実施する。なお、業務内容は次の各号のとおりとする。

- (1) ねずみ・衛生害虫の発生場所、生息場所、侵入経路および被害の状況について調査する。
- (2) 調査結果に基づき、適切な防除作業を実施する。作業完了後に、発注者（以下、「甲」という。）または発注者が指名した者の確認を受けること。
- (3) 業務完了後に、速やかに甲に実施報告書を提出する。報告内容については、業務従事者氏名、実施日時、生息状況、実施内容および駆除作業に使用した薬剤名とする。なお、作業前、作業中、作業後の写真を当該報告書に添付すること。

4. 実施回数

月1回とする。また、実施日程については甲乙間で調整の上、日程表を甲に提出する。

5. 注意事項

- (1) 乙は事前に、建築物ねずみ昆虫等防除業登録証の写しを甲に提出する。
- (2) 薬剤を使用する際は、食材や農業用機械等に影響がでないよう配慮する。
- (3) 使用する薬剤については、薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条または第十九条の二の規定による承認を受けた医薬品または医薬部外品を用いること。

6. その他

この仕様書に定めない事項は、必要に応じて当事者が協議の上、決定するものとする。

農 業 公 社 作 業 拠 点

消 防 用 設 備 等 定 期 点 検 業 務 仕 様 書

農業公社作業拠点消防用設備等定期点検業務委託仕様書

1. 業務対象施設

名 称	農業公社作業拠点
所 在 地	箕面市新稲3丁目18番15号
用 途	事務所・農業倉庫
建 延 面 積	389㎡

2. 点検種目

消火器5本の点検

3. 点検業務の内容

消防法第17条3の3の規定に基づく消防用設備等の定期点検報告に必要な点検及びその報告手続き（年2回、第2四半期・第4四半期）

4. 点検方法

消防庁告示第8号の点検基準及び点検表の様式により行う。

5. その他

この仕様書に定めない事項は、必要に応じて当事者が協議の上、決定するものとする。

農 業 公 社 作 業 拠 点

機 械 警 備 業 務 委 託 仕 様 書

農業公社作業拠点機械警備業務委託仕様書

1. 業務対象施設

名 称 農業公社作業拠点
所在地 箕面市新稲3丁目18番15号
建延面積 389㎡
2. 委託期間
契約書と同じ

3. 警備方法

自動警報装置による機械警備

4. 警備任務

- (1) 異常事態（火災、盗難等）および不正行為の拡大防止
- (2) 異常事態を覚知した際の関係機関への通報連絡及び初期（緊急）出動の対応
- (3) 警備実施事項の報告
- (4) その他警備に付随する事項について甲乙協議した事項

5. 警備運営上の権限

発注者（以下「甲」という。）は、警備業務遂行のため必要な警備上の権限を受注者（以下「乙」という。）に付与するものとする。

6. 警備実施時間

自動警報装置による警備業務を行う時間は原則として終日とする。ただし、上記時間について特別の事情がある場合は、当事者間において調整する。

7. 警報装置の設置

- (1) 乙は、警備対象物件で発生した異常事態を乙へ自動的に通報する機能を有する警報装置を設置する。設置にあたっては、必ず甲乙協議の上、甲の承認を受けることとする。
- (2) 甲及び乙は、警報装置が常時正確な機能を保持するよう管理しなければならない。また、異常を発見したときは速やかに連絡するものとする。
- (3) 乙は、警備実施時間中に警報装置作動不能となった場合は、代替警備対策を講ずるものとする。
- (4) 乙は警備実施時間中、警報受信装置を間断なく監視し、警備の万全を図る。

8. 異常事態発生時における乙の措置

- (1) 警報装置により、甲の施設に異常事態が発生したことを覚知した際は、乙の緊

急要員を速やかに急行せしめ、異常事態を確認するとともに被害の拡大防止に努める。

- (2) 警備対象物に到達した緊急要員は、異常事態を確認後、甲へその状況を連絡し、必要に応じて関係機関に連絡する。

9. 報告書の提出

乙は、警備実施時間中に異常事態を覚知し、出動したときは、警備点検報告書を甲に提出する。

10. 鍵の預託

警備実施に必要な鍵を、甲・乙相互に預託し、それぞれが厳重な取扱と保管をなすものとする。

11. 警報装置の保守点検等

甲の警備対象に設置された警報装置の機能については、乙は、定期的に保守点検を行うものとする。

12. 甲の緊急連絡先名簿の提出

- (1) 甲は乙に対してあらかじめ緊急連絡者名簿（最低3名）を提出する。
(2) 緊急連絡者名簿に変更ある時は、遅滞なくその都度文書をもって通知する。

13. 損害賠償等について

乙が機械警備中に明らかに乙の責に帰すべき理由により損害を生ぜしめた場合の損害賠償等については次のとおりとする。

(1) 身体上の損害について

被害者1名につき最高1億円とする。ただし、1事故について最高10億円とする。

(2) 財物上の損害について

1事故について最高10億円とする。

(3) 請求期限等について

乙は、甲から報告書等により、その事実を知った日から7日以内に書面をもって請求された場合に限り、損害賠償の責を負うこととする。

14. その他

この仕様書に定めない警備上必要な事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。